

ひらかわ生活応援商品券

よくある質問 (FAQ)



Q1. 生活応援商品券はいつからいつまで使えますか？

A1. 使用期間は、令和4年10月11日（火）から令和5年2月28日（火）までとなります。期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご使用の際はご注意ください。

Q2. 生活応援商品券はどこで使えますか？

A2. 市内の取扱店（使用可能店舗）で使用可能です。取扱店は、店頭などにのぼりやステッカーを提示しています。また、最新の取扱店の情報は平川市ホームページをご覧ください。

Q3. 生活応援商品券は本人しか使えないのですか？

A3. 生活応援商品券は購入された方、及び生計を同一にする家族が使用できます。

Q4. 未使用の生活応援商品券の払戻しは出来ますか？

A4. 払戻しや返金対応はできません。使用期間内に取扱店でご使用ください。

Q5. 生活応援商品券を紛失してしまいました。そうすればいいですか？

A5. 生活応援商品券の再発行はできませんので、大切にお取扱いください。

Q6. 汚損した生活応援商品券の対応は？

A6. 交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。

- ・通し番号が確認出来ること。
- ・ホログラムが確認できること。

Q7. 生活応援商品券を使用する際の上限金額はありますか？

A7. 上限金額はございません。まとめて使用できます。

Q8. 生活応援商品券は他の割引券との重複使用はできますか？

A8. 重複使用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各店舗にお問合せください。

Q9. 生活応援商品券で使用できないものは何ですか？

A9. 各取扱店の判断で使用対象外となるものを設定している場合があります。詳細は各店舗にお問合せください。

- ・換金性の高いもの
- ・出資や債務の支払い
- ・たばこ
- ・不動産に関わる支払い
- ・健康保険等が適用されるサービス
- ・金融機関への預入れ

などは使用できません。

Q10. 生活応援商品券使用時にお釣りはありますか？

A10. お釣りはできません。額面以上でご使用ください。

Q11. 期間内に転入し、平川市民となった場合でも生活応援商品券は買えますか？

A11. 令和4年9月1日現在、平川市に住所を有する方が対象となっていますので、購入できません。

Q12. 生活応援商品券購入時に領収書は発行されますか？

A12. 領収書の発行は行いませんので、あらかじめご了承ください。

Q13. 平川市内で働いている、市外の方も生活応援商品券を購入できますか？

A13. 平川市民を対象としているため、購入できません。

Q14. 生活応援商品券購入時に、電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか？

A14. 現金のみとなります。

Q15. その他

A15. 以下については禁止事項となります。

- ・生活応援商品券を他人へ売却すること
- ・生活応援商品券を偽造・複製すること
- ・生活応援商品券購入後の返品
- ・生活応援商品券での現金との交換や両替をすること
- ・他の商品券との交換や売買をすること
その他本事業の目的に相反する行為を行うこと。

市民のみなさんの生活を応援するんやど〜！

